

第4回第6期介護サービス拠点整備・運営
事業者公募要項（平成29年度整備分）

平成29年9月

坂井地区広域連合

公募の概要等

1 本公募の趣旨

坂井地区広域連合では、在宅サービスの充実を図るため、「第6期介護保険事業計画」に基づき地域密着型サービスの基盤整備を計画的に推進し、あわら市及び坂井市の市民が真に必要とする質の高いサービスを提供する事業所を確保するため、事業候補者を公募により選定する。

2 公募対象施設の概要

日常生活圏域（中学校区ごと）		あわら市	坂井市 丸岡町	計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数	2	1	3

3 書類提出日等

(1) 提出締切日：平成29年9月29日（金）まで

（ただし、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分）

提出方法：提出書類は、坂井地区広域連合まで直接提出してください。

（FAX・電子メールによる提出は、認めません。）

※ 提出締切日午後5時15分以降は書類受付を致しません。

(2) 提出書類等に関する質問

質問受付締切日：平成29年9月22日（金）まで

（ただし、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分）

質問方法：坂井地区広域連合まで、質問票【様式5】をFAXにより提出してください。これ以外の方法（電子メール、持参、電話、口頭等）での質問はご遠慮ください。

また、質問票は、質問事項1件ごとに作成してください。

（※1通の質問票に複数の質問事項を記載しないでください。）

回答方法：FAXで質問者へ回答します。

4 応募要件

(1) 法人要件

- ・ 応募時に次のいずれかに該当（指定時までには法人手続きを完了する見込を含む。）すること。

① 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人

② 医療法第39条に規定する医療法人

- ③ 一般社団法人及び一般財団法人
- ④ 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- ⑤ 農業協同組合法に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- ⑥ 会社法第2条第1号に規定する会社
 - ・ 介護保険法第70条第2項各号、第78条の2第4項各号、第94条第3項各号、第115条の2第2項各号、法115条の12第2項各号に該当していないこと。
 - ・ 募集サービス事業の運営を直接行う法人であること。(サービスの委託は認めません。)
 - ・ 現に介護保険サービス事業を運営していること又介護保険サービス事業に経験を持つ職員を配置したり開設までに職員育成を確実にを行う予定であることなど、事業を円滑に実施する能力があること。
 - ・ 市税・法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - ・ 会社更生法、民事再生法等の規定に基づく更正又は再生手続きをしていないこと。
 - ・ 介護職員処遇改善加算ⅠまたはⅡを取得していること。
(「開設時まで」に取得)でも可)

(2) 土地・建物要件

- ・ サービスを実施する土地・建物が確保されているか、又はその見込があること。
- ・ 原則として土地・建物は申請者所有とすること。賃貸借による場合は、30年間、又はそれ以上の賃貸契約ができること。
- ・ 介護保険法及び同法に基づく基準等の規定に則していること。
- ・ 建築基準法、消防法その他の関係法令の基準を遵守していること。

(3) 整備要件

- ・ 平成29年度内に整備を完了し、同年度または翌年度にサービスの提供が見込めること。

(注意)

選定後に応募要件を満たしていないことが判明したときは、失格とします。

5 応募の手続き

応募しようとする事業者(運営法人)は、次の応募関係書類を提出してください。

提出書類	備考
①応募申請書	所定の様式【様式1】
②定款又は寄付行為	最新のもの

③法人登録簿謄本	応募申込日前3ヶ月以内に発行されたもの
④法人代表者印鑑証明書	応募申込日前3ヶ月以内に発行されたもの
⑤法人の概要	i) 法人の沿革（経歴・実績） 【様式自由】 ii) 事業者の基本的事項 ・代表者の経歴、理事（役員）の構成及び氏名等 iii) 現在運営している施設又は事業の概要
⑥決算書等	最近3年間の決算書類（原則として26、27、28年度分） 納税証明書（法人税・法人市民税） *社会福祉法人の場合は残高証明書
⑦事業計画提案書	所定の様式【様式2】
⑧事業予定の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類 ※ ii) iii) の提出が困難である場合、i) のみの提出で可。	i) 概ね3ヶ月以内に発行された土地・建物登記簿謄本の写し ii) 購入契約書若しくは土地・建物に係る賃借契約書の写し又は合意書（確約書）等の写し iii) 土地等の確保見込み（申立書）
⑨基本計画図等	位置図（※広域地図のコピーに事業計画地を色付きで図示、インターネット提供の地図から出力したものは不可。） 周辺図（※住宅地図のコピーに事業計画地を色付きで図示、インターネット提供の地図から出力したものは不可。） 配置図、平面図（※居室別面積が記入してあるもの）、立面図【様式自由】
⑩資金計画書	開設当初の運転資金を含む【様式3】
⑪借入金償還計画表	元金、利率、期間、金融機関名等【様式4】
⑫収支シミュレーション	積算根拠を含む【様式自由】
⑬過去の指導検査結果	福井県等から過去に指導を受けた場合のみ、結果通知等の写しを提出してください。

6 応募関係書類を提出するにあたっての注意

- (1) 提出書類は、正本1部、副本6部を提出してください。
- (2) 正本と副本の記載内容が異なることのないようにしてください。副本は、正本の写しとしてください。
- (3) A4版縦で統一してください（両面印刷不可。全て片面印刷としてください。）。ただし、図面はA3版での作成も可としますが、A4サイズにたたんで綴じ

てください。

- (4) 書類は応募書類一覧の上の順番に綴ってください。
- (5) 提出書類は縦型フラットファイルに左穴あけ綴じとしてください。
- (6) 書類名のインデックス（応募申請書等、内容を表示。番号表示不可。）を付して提出してください。また、インデックスは書類に直接貼付せず、白紙にインデックスを貼付の上、綴ってください。
- (7) フラットファイルの背表紙、表紙には①法人名②応募事業名を記入してください。
- (8) 本公募と明らかに関連のない、法人等の宣伝活動や営業活動等に係る書類等は添付しないでください。

7 事業者の選定方法

事業者の選定は、書類審査及び事業者によるプレゼンテーションにて選定します。

(1) 書類審査

書類審査では、事業計画書等により参加意思の確認、資格等の審査をします。

(2) プレゼンテーション

- ・プレゼンテーションの日程等詳細については、応募受付終了後にご案内します。
- ・プレゼンテーションは1申請30分（※質疑応答10分程度含む）を予定しています。お越しいただく方は、法人内の介護運営部門の責任者を含めて3名以内でお願いします。

※評価の基準については、下記の審査の視点の各項目を評価し、点数化します。

(3) プレゼンテーション審査の視点

- ① 法人の理念・姿勢
- ② 法人の安定性・継続性
- ③ 法人運営の透明性・法令等の遵守
- ④ 運営実績、職員の育成、事業効率化への取り組み
- ⑤ 事業者および役員等の業務実績について
- ⑥ 施設管理運営体制、安全性への配慮
- ⑦ 坂井地区市民雇用の促進等
- ⑧ 事業所運営の基本的な考え方
- ⑨ 関係行政庁の監査及び指導状況
- ⑩ 処遇改善の取得状況や給与水準、人材育成・職場環境改善の取り組み
- ⑪ その他必要とされる事項

8 結果の通知

選定の結果は、応募されたすべての事業者に対して文書により通知します。

9 応募にあたっての留意事項

- (1) 複数の計画の提案を行うことは可能ですが、選定された計画については全て整備・運営可能な範囲で申し込んでください。なお、複数の計画の提案があった場合、全て選定されるとは限りません。
- (2) 応募を取り下げる場合は、公募申請取下書【任意様式】を当広域連合に提出してください。
- (3) 応募者は、応募書類の提出をもって応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (4) 応募書類の提出に要する経費については、選定結果にかかわらず、当広域連合は一切負担しません。
- (5) 応募書類は、如何なる理由を問わず返却しません。
- (6) 応募の状況等の問い合わせは一切お答えできません。
- (7) 整備に係る補助を受けるためには、この募集への応募とは別に補助金の交付申請等の手続きが必要となり、関係書類を別途提出していただきます（選定された事業者へは補助額等含めて別途ご案内します）。
また、補助金交付等にあたっては、別途、厚生労働省の交付要綱等に基づいて、条件を付されます。
※ 交付する補助金額は当広域連合の予算額を限度とします。よって、選定されても補助金が交付されない場合もありますのでご了承ください。
- (8) 今回の選定結果は、指定を確定したものではありません。事業所の指定には、事業所開設前に指定申請書の提出が必要であり、指定事務に係る審査において指定基準、運営基準などに該当しない場合は指定を行いません。

10 禁止事項と欠格事項等について

- (1) プレゼンテーション前に、次の行為を行った場合、審査を行うことなく不適とします。
 - ・当広域連合に対し、今回の選定に当たり、直接、間接を問わず連絡をとり、又は接触した場合
 - ・あわら市・坂井市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと広域連合長が認める場合
- (2) プレゼンテーション後に、次のいずれかに該当した場合、不適とします。
 - ・提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
 - ・建設場所の変更があった場合
 - ・あわら市・坂井市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと広域連合長が認める場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団員と社会的に関係がある者は、一切応募できません。これに違反していることが判明した場合は不適といたします。

11 提出先及び問合せ先

〒919-0526 坂井市坂井町上兵庫第40号15番地

坂井地区広域連合 介護保険課

電 話 91-3309

F A X 72-3306

Eメール kaigo@kouiki.sakai.fukui.jp